

平成 25 年 1 月 31 日  
総務省政策統括官室

## 漁業センサスにより作成される基幹統計の名称案に係るメリット・デメリット

(○：メリット、×：デメリット)

名称案	水産業構造統計	漁業構造統計
1 対象範囲の 明確性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計の対象が、海面等で水産動植物を採捕又は養殖する「漁業」の他、漁業に附帯する業種である水産食料品製造業等を含んでいることを明示的に表すことができる。</li> <li>× 「水産業」は、日本標準産業分類において産業を示す語として用いられていないため、統計の体系の中でどのように位置づけられるものであるか不明瞭である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 統計の対象が、海面等で水産動植物を採捕又は養殖する「漁業」の他、漁業に附帯する業種である水産食料品製造業等を含んでいることを明示的に表すことはできない。</li> <li>○ 「漁業」は日本標準産業分類において産業を示す語として用いられているため（大分類）、統計の体系の中でどのように位置づけられるものであるか明瞭である。</li> </ul>
2 他の基幹統計の名称との 整合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 経済構造統計、農林業構造統計が、それぞれ経済センサス及び農林業センサスにより作成される基幹統計であることを踏まえると、漁業センサスにより作成される基幹統計であることが理解しづらい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済構造統計、農林業構造統計が、それぞれ経済センサス及び農林業センサスにより作成される基幹統計であることを踏まえると、漁業センサスにより作成される基幹統計であることが容易に理解できる。</li> </ul>
3 統計の内容と統計法令との 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 統計法施行令の規定中の「漁業」が、日本標準産業分類において産業を示す語として用いられている「漁業」のみならず、それに附帯する業種である水産食料品製造業等も含むものと従来から整理されていることと整合しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計法施行令の規定中の「漁業」が、日本標準産業分類において産業を示す語として用いられている「漁業」のみならず、それに附帯する業種である水産食料品製造業等も含むものと従来から整理されていることと整合する。</li> </ul>